

(別紙)

31川監第720号  
令和2年2月10日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について (通知)

令和元年12月13日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1及び別紙2(事実証明書は添付省略)のとおり、市が平成30年度に少額随意契約の軽易工事として実施した「特別養護老人ホーム多摩川の里給水ポンプ補修工事(以下「給水ポンプ補修工事」という。))及び「特別養護老人ホーム多摩川の里排水ポンプ補修工事(以下「排水ポンプ補修工事」という。))、「給水ポンプ補修工事」と併せて「本件各工事」という。)について、本来1件の工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があるため、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求めている。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和元年12月24日付けでこれを受理し、監査対象局を健康福祉局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月8日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第7項の規定に基づく健康福祉局の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年1月8日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」ほか5点の資料(いずれも添付省略)の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件各工事を軽易工事として随意契約により執行したことが、違法又は不当といえるかを監査対

象事項とした。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

##### (1) 軽易工事の定義等について

軽易工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、本件各工事契約締結当時の川崎市軽易工事契約事務取扱規程(昭和49年訓令第8号)第2条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のもものを除く)以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。」と規定されている。

上記のほか、軽易工事(随意契約)に係る法令等については、別紙5に掲げたとおりである。

##### (2) 1件250万円を超える工事について

健康福祉局は、川崎市請負工事監督規程(昭和43年訓令第4号)第2条第1号に定める工事担当部局でないことから、1件250万円を超える建築工事を行う必要が生じた場合は、まちづくり局に工事を依頼することとなる。

この場合、健康福祉局は、工事に必要な予算を確保するため、翌年度予算編成に伴う予算見積りをまちづくり局に依頼し、当該見積りを基に予算要求を行う。当該予算が措置されると、原則、翌1年目にまちづくり局にて設計が実施され、翌2年目以降に工事が実施されることとなる。

##### (3) 本件各工事について

#### ア 本件各工事の実施に至る経過

特別養護老人ホーム多摩川の里(以下「本件特養」という。)には指定管理者制が導入されており、平成18年度から指定管理者(以下「本件指定管理者」という。)による管理運営がなされている。本件特養を所管する健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課では、例年、同課が所管する各施設の指定管理者に対して必要な工事の照会を行っており、平成26年度の同照会において、本件指定管理者から、本件各工事について、それぞれ別個の工事として実施依頼がなされた。給水ポンプ及び排水ポンプは、本件特養の地下機械室に各2基設置されており、うち各1基が故障により完全に機能停止していたことを理由とするものであったが、健康福祉局における他の工事との優先度の比較により、市の予算確保に至らなかった。

その後も毎年度、本件指定管理者から本件各工事の実施依頼がなされたものの、

予算確保に至らない状態が続いていたが、平成29年度になり、健康福祉局は、工事の優先順位を踏まえ、本件各工事の平成30年度予算編成に伴う予算見積りをまちづくり局に依頼した。この際、工事の件名を「地下給排水ポンプ交換工事」としたが、同依頼には個別の見積書を添付することとされている。を添付した。各局等が業者から徴取した見積書を添付することとされている。を添付した。

上記予算見積り依頼書の概要欄には、給水ポンプについて「1台が完全に停止しており、残る1台で対応しているが、異音が発生しており、機能が劣化しているものと考えられる。ポンプが停止して不能となれば、施設全体が断水となり、食事や入浴、排泄等のための施設運営を行う上で根幹となる介助サービスができない状態となり、緊急度の高い依頼となる」旨が、排水ポンプについては「2台のうち1台は完全に停止しており、もう1台も腐食により配管に穴が開き、水漏れが起きている。使用不能となれば、入浴サービスの排水が出来なくなる恐れがあり、緊急度の高い依頼となる」旨が記載されていた。

まちづくり局は、上記工事及び同設計委託の設計意見として「単年度で工事を完了するには、設計委託に関してH29年度中に設計委託仕様書作成、他契約準備を行い、H29年度早期発注を行う等の対応が必要となる。なお、本工事(又は本設計委託)では給水ポンプ改修に関するのみ行い、排水ポンプ改修については、貴局にて軽易工事での対応をお願いする」旨を回答した。健康福祉局は、上記回答を受け、見積もりが250万円以下である排水ポンプについて軽易工事で対応することとした。

給水ポンプ補修工事については、まちづくり局において工事発注手続が進められ、平成30年度に設計がなされた後、指名競争入札が実施されたが、指名された10者のうち5者が辞退、4者が不参、入札参加が1者のみで不調となった。

健康福祉局は、まちづくり局からその旨の連絡を受けるとともに、本件指定管理者が取得していた給水ポンプ補修工事の見積もりが250万円程度であり、軽易工事として市内業者からの見積り徴取等も考えてはどうかとの説明を受けたことから、以後の対応について検討し、新たに入札を行い再度不調となった場合の施工時期の遅れに伴う施設入居者への影響等を考慮して早急な対応が望ましいと判断し、後記のとおり、排水ポンプ補修工事と同じ市内業者から給水ポンプ補修工事の下見積りを徴取し、250万円以下の執行が可能となる見込みであったため、軽易工事で対応することとした。

#### イ 本件各工事に係る事務手続等

健康福祉局は、株式会社稲田水道工務店(以下「A社」という。)に給水ポンプ補修工事の下見積りを依頼し、この際、未施工であった排水ポンプ補修工事についても併せて下見積りを依頼した。A社からは、見積書を徴取するとともに、給

水ポンプ補修工事の施工に際し一時的な断水が必須となるため、本件特養の施設特性を踏まえ夜間に実施する必要があること、また、本件各工事は施工時に影響が及ぶ範囲が異なるため、本件特養に与える影響が最小限となるよう本件指定管理者と調整の上、施工日時を設定する必要があることを確認した。

健康福祉局は、本件各工事の対象が給水設備と排水設備とで異なること、排水ポンプ補修工事は汚水を扱う作業環境であること、給水ポンプ補修工事は夜間工事が必要であることから、本件各工事は施工内容に相違があると考え、さらに、本件指定管理者との調整により、本件各工事の施工時期が異なる可能性があることを踏まえ、それぞれ別個の工事として執行することとした。

健康福祉局長寿社会高齢者事業推進課では、本件各工事を軽易工事として執行するための予算が措置されていないため、局内の緊急整備費を所管する総務部施設課に当該予算の使用申請を行い、承認がなされた。その後、本件各工事とも平成30年11月28日にA社を含めた3者に見積書の提出を依頼し、同年12月17日に予算執行同の起案・決裁及び請書の提出がなされている。

上記3者の見積金額は、給水ポンプ補修工事につき、A社が2,494,800円、B社が2,764,800円、C社が4,104,000円、排水ポンプ補修工事につき、A社が1,063,800円、B社が1,080,000円、C社が1,531,440円であった(消費税及び地方消費税込み)。

受注業者はいずれもA社で、工事の完成期限、完成日及び検査日は本件各工事とも同31年3月29日である。

## 2 監査委員の判断

### (1) 地方公共団体における契約について

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正を持つて第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法である。同項第1号では、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額を定めており、軽易工事はこれに該当するものであるが、本号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されないものとされている。

### (2) 本件各工事の違法性・不当性について

請求人は、本件各工事の施工場所、工事の種類、見積り業者、受注業者、予算執行向書の起案日及び請書の提出日が同一であることを理由に、1件の工事を2件に分割して発注・契約した違法性がある旨を主張していることから、本件各工事が

分割発注によるものといえるか否かにつき、以下検討する。

前記事実関係のとおり、健康福祉局では、当初、本件各工事を一体の工事とし、まちづくり局の受託工事(1件250万円を超える工事)として実施することを想定していたものの、排水ポンプ補修工事については、まちづくり局から軽易工事での対応を依頼され、給水ポンプ補修工事については、入札が不調となり、健康福祉局にて以後の対応を検討した結果、軽易工事として実施することとし、その際、未施工であった排水ポンプ補修工事についても、併せて契約事務の手續が執られたものである。

本件各工事の実施に至る経過によれば、当初から1件の工事を意図的に分割して発注・契約したとはいえないが、給水ポンプと排水ポンプの用途が異なるとしても、いずれかの設備しか取り扱えない業者が存するとは考えがたく、事実として、本件各工事は同一の業者が受注していること、また、施工場所が本件特養の地下機械室という極めて限定的な範囲であったことも踏まえると、本来は1件の工事として実施すべきものであったといわざるを得ない。

また、全体を俯瞰してみれば排水ポンプ補修工事と給水ポンプ補修工事はいずれも一体の緊急工事としての予算見積り依頼を受けながら、排水ポンプ補修工事のみを軽易工事として先に執行することを促し、給水ポンプ補修工事については、1回の入札が不調となるや、早急な対応のため軽易工事として執行することを提案しており、「早急な対応」であれば軽易工事としての執行を優先すべきかのような対応については疑問が残る。

前記のとおり、公共工事は、一般競争入札を原則とする旨が定められており、単に手續の簡便さや経済性のみを理由に競争入札を回避することは相当ではない。

他方、本件各工事の執行が相当とはいえないとしても、そのことにより市に損失が生じているというためには、高い蓋然性が認められるというだけでは十分でなく、具体的な損害額が客観的な証拠に基づいて認められなければならない。この点、本件各工事の契約金額の合計額が、給水ポンプ補修工事の指名競争入札における予定価格よりも安価であったことを踏まえれば、本件各工事によってただちに損害が生じたとは認めがたく、他に具体的な損害が生じたことを認めるに足りる証拠はない。

### (3) 結論

以上のとおり、本件各工事について具体的な損害が生じたとは認められないから、請求人の主張には理由がない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

別紙 1

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 様  
 2019年(令和元年) 12月13日  
 住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3  
 職業 (略)  
 氏名 坂 巻 良 一

1. 請求の要旨

(1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示す健康福祉局長高齢者事業推進課が、地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続きを適用せずに、随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)を適用し、発注・契約した2件の工事を監査対象とします。

(2) 違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事をいう。」と定められています。

軽易工事取扱規程の運用については、契約課が算定した契約事務の手引きや会計室が実施している会計事務研修テキストにおいて「1件の工事を数件に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の工事は、「特別養護老人ホーム多摩川の里給水ポンプ補修工事」及び「特別養護老人ホーム多摩川の里排水ポンプ補修工事」という工事名で発注・契約がなされており、1件の工事を2件に分割発注し、契約した違法性があります。

(3) 川崎市が被った損害の補償

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約2件の工事に分割発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約形態であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

なお、甲第1号証及び甲第2号証の契約締結回議書及び支出命令令出命令令回議書によれば、当該契約の最終決裁者及び支出命令令者は、健康福祉局長高齢者事業推進課の下浦健課長であります。

また、損害額の認定においては、財政局契約課が作成した甲第3号証を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

2. 請求の理由

甲第7号証に示すとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、特別養護老人ホーム多摩川の里という同一の工事所在地、地下設備室という同一の工事場所、ポンプ補修工事という同一の種類、工事は、契約締結の組合せが同一の3業者、受注業者が同一の業者、契約締結の起算日が平成30年12月17日という同一の起算日及び請書にある契約日が平成30年12月17日という同一の契約日であることからして、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、2件の工事に分割発注・契約しなければならぬ合理的な理由は存在しません。

甲第1号証及び甲第2号証の工事で違う点は、「給水ポンプ工事」か「排水ポンプ工事」かの違いであり、この違いをもって、別々の発注・契約を行うことは、個人の家庭、民間会社、他の地方公共団体及び国の契約においても、有り得ない発注・契約であります。

したがって、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、禁止されている1件工事を250万円以下の2件の

工事に分割し、違法に随意契約を行ったものであり、明らかに、違法契約であることからして、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求するものであります。

3. 不適切文書処理

甲第4号証に令和元年12月5日付け31川健事第1024号「開示請求拒否通知書」を示します。それは、健康福祉局長が、甲第1号証及び甲第2号証の工事を発注するための下見積りを関係業者に依頼した場合、公文書であります下見積書の開示を請求人が求めたものに対する開示請求拒否通知書であります。

その開示拒否理由として「下見積りに係る決裁文書については、作成を規定する法令等もなく、また作成する必要もありません。そのため、実際に作成しておらず、文書不存在のため、開示することができません。」と不開示理由が述べられています。

そこで、確認ですが、①実際に下見積りを業者に依頼したのか、しなかったのか、②下見積りを業者に依頼し、下見積書を徴収したが、廃棄し、公文書として保存していないのか、どうか。③業者に下見積りを依頼しなかった場合、甲第1号証及び甲第2号証の工事仕様書は、かなり詳細な仕様書及び金抜き設計書となっているが、それらは誰が作成したのか、明からすべきであります。

なお、市職員が設計積算したのであれば、下見積書が無いことは当然ではあります。仮に、業者に下見積書の作成を依頼した場合は、それは設計積算の根拠となるものであり、財務会計行為としては、重要な公文書となるものであります。

そこで、④保存してあるのに何らかの都合理由により、開示せずに隠ぺいしたのか、もしくは、⑤保存しておく不開示の対象となることから、意図的に公文書を廃棄したのか。

健康福祉局長高齢者事業推進課は、公文書の意図的隠ぺいもしくは意図的廃棄に関わる重要な行政責任に関わることであり、上記について根拠を示し、明確に説明する責任があります。

4. 分割発注を示す公文書

甲第2号証として開示された文書の中に、甲第5号証として「特別養護老人ホーム多摩川の里給水ポンプ&水中排水ポンプ交換工事の工程日数表(参考)」と題されたページがあります。

このように、受注業者においても、給水ポンプと排水ポンプの工事は、業者としての普通感覚で1件の工事としてとらえているものであります。

また、甲第6号証として、甲第2号証中に添付された工事写真の同じページに、写真番号No.4として「2018年1月23日(火)撮影日の交換給水ポンプユニット既存調査-④」また、写真番号No.5として「2018年1月23日(火)撮影日の交換給水ポンプ既存調査-①」が表示されていることからして、前記工程日数表と同じく、業者としての普通感覚で、受注業者は1件の工事としてとらえているものであります。

したがって、受注業者が作成した書面等においても、給水ポンプと排水ポンプの工事を2件に分割し、発注・契約する合理的な理由は存在いたしません。

添付資料

- 【甲第1号証】・・・「特別養護老人ホーム多摩川の里 給水ポンプ補修工事」の契約回議書
- 【甲第2号証】・・・「特別養護老人ホーム多摩川の里 排水ポンプ補修工事」の契約回議書
- 【甲第3号証】・・・財政局契約課作成の「業種別・契約区分別・月別の平均落札率(%)一覧
- 【甲第4号証】・・・令和元年12月5日付け31川健事第1024号「開示請求拒否通知書」
- 【甲第5号証】・・・「特別養護老人ホーム多摩川の里給水ポンプ&水中排水ポンプ交換工事の工程日数表(参考)」と題する書面
- 【甲第6号証】・・・甲第2号証中に添付された工事写真
- 【甲第7号証】・・・特別養護老人ホーム多摩川の里 給水ポンプ・排水ポンプ 補修工事 比較一覧表



別紙4

関係職員の陳述録

令和元年12月13日付川崎市職員指置請求書による措置請求(以下「本件請求」という。)に対する本市の見解につきましては、次のとおりです。

1 本件請求に関する事実経過

高齢者事業推進課が所管する指定管理施設において、1件当たり250万円を超える大規模な工事を実施する場合は、川崎市職員指置請求書(昭和43年6月1日訓令第4号)第2条において工事担当部署として定められているまちづくり局への依頼が必要となります。そのため、例年、高齢者事業推進課から各指定管理者に対して必要な工事の照会を行っております。平成26年度に各指定管理者に対して上記照会を行ったところ、特別養護老人ホーム多摩川里の指定管理者より、施設内に設置している給水ポンプの2機中1機が故障により完全に機能停止しているため、本市に対して給水ポンプ補修工事(以下「給水ポンプ工事」という。)の実施依頼がありました。また、本市に対して給水ポンプについて2機中1機が故障により完全に機能停止していたため、同時期に本市に対して、給水ポンプ工事とは別個の工事として排水ポンプ補修工事(以下「排水ポンプ工事」という。)の実施依頼がありました。

平成26年度以降も同様の工事実施依頼がありました。平成29年度までは当該2件の工事予算の確保に至らず、工事に着手できていませんでした。

平成29年度においても、特別養護老人ホーム多摩川里の指定管理者より当該2件の工事実施依頼があったため、平成29年6月に平成30年度建築工事等予算見積依頼書により、給水ポンプ工事と排水ポンプ工事について、まちづくり局へ予算見積もり依頼を行いました。

その後、まちづくり局からは、平成29年9月15日付29川施設第1789号(乙第1号証)にて、見積もりが250万円以下である排水ポンプ工事については健康福祉局にて監易工事での対応をお願いする旨の回答がありました。

給水ポンプ工事については、継続してまちづくり局において工事発注手続を進め、指名競争入札が実施されましたが、10社指名し、5社が辞退、4社が不参加、入札参加が1社のみであったため、平成30年10月15日に不調となりました。

これを機に、再度不調となり施工時期が遅れ、施工が完了する前に給水ポンプが完全に停止してしまっただけでなく、施設の運営のみならず施設に入居している多数の要介護高齢者の心身に重大な影響が生じてしまうおそれがあることから、早急に対応することが望ましいと判断し、健康福祉局にて対応することとしました。

その後、排水ポンプ工事については、事業者へ下見積りの提出を依頼し、この時点において実施できていなかった排水ポンプ工事についても、排水ポンプの老朽化が進んでおり、不具合が生じていることから、下見積りの提出を依頼いたしました。

下見積り事業者からは、施設利用者がいない休館日等の日中に工事を実施することが可能であるものの、特別養護老人ホーム多摩川里は、要介護高齢者が多く入居する高齢者施設であり、日中に断水することは不可能であるため、夜間に断水し、工事を実施する必要があることを確認しました。

また、排水ポンプ工事については、工事実施時に影響が及ぶ範囲が厨房、トイレ、風呂など集中されるが、排水機能が全て失われるわけではないこと、給水ポンプ工事については、工事実施時に断水するが、全館に影響が及ぶことから、施工日及び施工時間については、施設と調整の上、施設への影響が最小限となるようにそれぞれ設定しなければならぬことを確認しました。

当該2件の工事については、補修対象となるものが給水設備と排水設備で異なっており、また、排水ポンプ工事実施時は汚水を扱う必要があるため、作業環境についても異なっていたこと、さらに、給水ポンプ工事については夜間工事が必要であったことから、当該2件の工事については、工事の施工内容について相違がありました。

さらに、当該2件の工事実施時に影響が及ぶ範囲がそれぞれ異なることから、施工日及び施工時間については、施設と調整の上、それぞれ設定する必要があるため、当該2件の工事について異なる可能性がありました。

以上のことから、当該2件の工事については、それぞれ別個の工事として執行することとし

ったんだということなんです。当初、明確に存在しないかという書いているかという点で、市の考え方も、法令等に規定もないから明示拒否であるという通知を私にいただいたわけなんです。でも、市の考え方をみると、明確に見積もりをとったということが書かれているということなんです。

それと、私はあくまでもこれは分割発注であるという考えです。それについて、市の考え方の4ページ目の上から12行目から「当該2件の工事については」というところがあります。そこを読み上げますと、「当該2件の工事については、『1 本件請求に関する事実経過』で示したとおり、補修対象、作業環境、及び夜間工事の必要性という点で工事内容について相違がありました。普通、道路工事でも下水道工事でも水道工事でも、夜間工事、昼間工事、一緒にやります。夜間工事だけ発注、昼間工事だけ発注、という発注の仕方はまずありません。道路工事でも、逆に業者さんのほうから言われてしまえばいいや、そんな発注をされては困ります。川崎市内の業者さんの中に聞いてみれば、いやいや、そんな発注をさ給水ポンプかによって、うちは給水ポンプの補修工事ではできません、排水ポンプはできませんとか、そんな業者さんはまずありません。そういう業者さんがいたら、登録業者さんとしては不適切な業者さんだと思います。」

その下に、「さらに、当該2件の工事実施時に影響が及ぶ範囲がそれぞれ異なることから、施工日及び施工時間については、施設と調整のうえ、それぞれ設定する必要があります。異なるため、施工時期について異なる可能性があるものとあり、本来1件で発注すべき案件とはいえず、随時契約は法において認められている契約方法であり、契約手続きにおいては、関係法令に則り、適正に行ったものであるため、当該2件の工事に係る契約は適法であると考えます」というのが健康福祉局の考え方です。先ほどこの部分の、当初申し上げましたとおり、2月28日までが給水ポンプ、そのように工事時期を設定したとしても、当初から1月1日から2月28日までの工期を設定すれば済むものであって、工事時期が遅うからといって1件にまとめないというところは、通常の道路工事、下水道工事、それから建物の工事、今本庁舎を壊してしまっても、解体と新設は違いますが、新設は1件で発注すると思えます。附帯工事なんかは別途ある可能性はありますけれども、それをそれぞれ夜間工事と昼間工事に分けたらどうか、1階から5階まではA業者、6階以上はB業者とか、そんなふうに分けた発注などはないかと、普通考えれば誰でもわかるような内容でありますけれども、健康福祉局がこの2件に分けた工事の適法性について、こういう考え方を示している。通常ではあり得ないですね。

それと、4ページの一番下の3行、「さらに、別個の工事とすること、市内中小企業受注機会の確保を図ったもので『2 監易工事(随意契約)により執行した根拠』に示したとおと、契約手続きについて適法であると考えます」と。これはたしか、正確には思い出しませんが、けれども、市内業者への発注、分離分割は適正なんです。ただし、川崎市内、尻手黒川みいたいな長い距離を全部1件で発注しちゃうと大変なんです。それは幾つかに分けて、Bラング、Cラングとか、そういうところに分けて幾つかに分割して発注をするということは市内業者優先で、それはいいんですけれども、監易工事、少額随意契約の分割発注を、市内中小企業受注機会の確保を図ったということも正当化したと思います。分割発注の適法性が全く問えないということになります。これは明らかに市内中小企業受注機会の確保、この理解を誤ったものであります。これは契約側に聞いていただければ明確にわかる内容だと思います。

基本的には、誰が考えても、同日契約、同日起案、同日一場所、同一工種、給水ポンプと排水ポンプの違いがない工事、これを2件に分けて、はいはい、これが適正ですということになれば、全国の地方自治体の笑いの笑い者になってしまいませんか。これをどうするか。

私の陳述は以上でございます。

事として執行したものであり、契約手続については適法であると考えます。  
 また、「川崎市の被った損害」については、(2)で示したとおり、本市に対する損害は生じていないものと考えます。

(4)「3 不適切文書処理」は、全て否認します。  
 請求人より提出された令和元年11月22日付公文書開示請求書(乙第2号証)において、当該2件の工事に係る下見積書及び下見積りに係る決裁文書一式、開札状況表及び下見積書に開示請求があり、作成する必要もないため、文書不存在でありました。

そのため、令和元年12月5日付31川健高事第1024号開示請求拒否通知書(乙第3号証)にて開示請求拒否を通知したところ、一方、開札状況表及び下見積書に開示請求拒否通知書(乙第4号証)にて開示請求を承諾し、開示を行っております。

そのため、請求人の主張には事実根拠があるものと考えます。  
 (5)「4 分割発注を示す公文書」は、全て否認します。

甲第5号証「特別養護老人ホーム多摩川の水給水ポンプ&水中排水ポンプ交換工事の工程日数表(参考)」については、まちづくり局より、今後の参考のため、施工に要した日数についての資料提供依頼を受けたため、請負業者へ作成を依頼し、工事実施後に提出を受けたものである。

そのため、この書類をもって、受注業者においても、給水ポンプと排水ポンプ交換の工事は、業者として普通の感覚で1件工事として捉えていることを証することはできないものと考えます。

また、工事写真中、給水ポンプ工事の写真と排水ポンプ工事の写真が混在してしまっていることについて、請負業者へ確認したところ、書類作成時に混在してしまったこととあり、混在箇所については斜線が引かれ訂正されており、工事写真として支障なく受理したものです。そのため、工事写真をもって、受注業者においても、給水ポンプと排水ポンプ交換の工事は、業者として普通の感覚で1件工事として捉えていることを証することはできないものと考えます。

4 結論

本件請求における工事は、関係法令等に従い適正に執行したものであり、違法又は不当との評価を受けるものではないと考えます。

添付資料としまして、「1 乙1号証平成29年9月15日付29川ま施設第1789号」、「2 乙第2号証令和元年11月22日付公文書開示請求書写し」、「3 乙第3号証令和元年12月5日付31川健高事第1024号開示請求拒否通知書写し」、「4 乙第4号証令和元年12月5日付31川健高事第1024号開示請求承諾通知書」、「5 乙第5号証令和元年8月7日付31川健高事第555号写し」  
 以上でございます。

ました。  
 その後、当該2件の工事について、高齢者事業推進課から技術職員が在籍する施設課へ予算使用申請を行い、承認後、それぞれ平成30年11月28日に3社へ見積もり依頼を行い、平成30年12月17日に予算執行伺いを起案し、決裁の後、契約手続を行った上で軽易工事によりこれを執行いたしました。

2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠

地方自治法第294条第1項では、「売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、また、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定しています。これを受け、地方自治法施行令第167条の2第1号及び川崎市契約規則(以下「契約規則」という。)第24条の2第1項第1号では、予定価格が250万円以下の工事請負契約については、随意契約(以下「少額随契約」という。)によることができると規定しています。

なお、少額随契約を行う場合、契約規則第26条第1項では、「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定していますが、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱取扱い(昭和58年3月13日付57川総用第240号助役専決。以下「助役専決分書」という。)において、原則として3者以上の見積り合わせで執行することが通知されています。

当該2件の工事は、それぞれの工事に係る見積書を3者から徴したところ、1件当たり250万円以下での契約が可能となり、契約規則に規定する随意契約によることができている場合の限額の範囲内であることから、施行令で規定する少額随契約により執行したものです。

契約規則が示す契約事務の手引きにおいては、「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等において、本来1件で発注すべき案件を、複数件に分けて発注することはできません。」との記載があります。

当該2件の工事については、「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、補修対象、作業環境及び夜間工事の必要性という点で工事内容について相違がありました。

さらに、当該2件の工事実施時に影響が及ぶ範囲がそれぞれ異なることから、施工日及び施工時間については、施設と調整の上、それぞれ設定する必要がありました。そのため、施工時期について異なる可能性がありました。

上記のとおり、本件は、工事内容が異なり、施工時期が異なる可能性があるものであり、本来1件で発注すべき案件とは言えず、随意契約は法において認められている契約方法であり、契約手続においては、関係法令に則り、適正に行ったものであるため、当該2件の工事に係る契約は適法であると考えます。

3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

(1)「1 請求の要旨(2)違法性について」は、全て否認します。

当該2件の工事については、「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、指定管理者から2件の工事として実施依頼を受けていたこと、また、工事内容が異なっていたこと、さらに、施工時期について異なる可能性があることから、それぞれ個別の工事として執行したものであり、不当に分割し契約したものではありません。

さらに、別個の工事とすることで、市内中小企業受注機会の確保を図ったもので、「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」に示したとおり、契約手続については適法であると考えます。

(2)「1 請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」は、全て否認します。

(1)で示したとおり、当該2件の工事については、適法な手続により執行しているため、本市に対する損害は生じていないものと考えます。

(3)「2 請求の理由」は、全て否認します。

当該2件の軽易工事は、1件の工事を不当に分割し契約したものではありません。(1)に示したとおり、当初より指定管理者から2件の工事として実施依頼を受けており、工事内容について相違があったこと、さらに、施工時期についても異なる可能性があることから別個の工

別紙5

軽易工事（随意契約）に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）  
（契約の締結）  
第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又ははせり売りの方法により締結するものとする。  
2 前項の指名競争入札、随意契約又ははせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）  
（随意契約）  
第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。  
1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第五（第167条の2関係）	1. 工事又は製造の請負 都道府県及び指定都市 250万円
-----------------	-------------------------------

- 3 川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）  
（随意契約によることができる場合の限度額）  
第24条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。  
(1) 工事又は製造の請負 2,500,000円
- 4 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年訓令第8号） ※本件各工事契約締結当時のもの（趣旨）  
第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。  
（定義）  
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
(1) 予算執行部局長の長 川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）第2条第2号に定める局長の長をいう。  
(2) 工事執行部局長の長 川崎市請負工事監督規程（昭和43年訓令第4号）第2条第2号に定める工事担当部局長をいう。  
(3) 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のもを除く。）以下の建築物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。  
（工事見積書の徴取等）  
第3条 予算執行部局長の長は、軽易工事の必要が生じたときは、第7条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく2名以上の業者を選定しなければならない。  
2 予算執行部局長の長は、川崎市予算及び決算規則第23条第1項に規定する予算執行向（以下「予算執行向」という。）に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局長の長の工事費等の審査を受けるとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができず技術職員がいる予算執行部局長にあっては、当該予算執行部局長において審査を行うものとする。  
3 前項本文の規定による審査は、予算執行向への合議をもって行うものとする。  
（工事執行部局長の承認）  
第4条 工事執行部局長の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、合議を受けた予算執行向の承認を行うものとする。  
（随意契約の締結等）

- 第5条 予算執行部局長の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りし者を随意契約の相手方として決定するものとする。  
2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書（川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第8号様式）を提出させなければならない。  
（監督及び検査）  
第6条 予算執行部局長の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。  
2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届（別記様式）を提出させた後に行わなければならない。  
（業者の選定）  
第7条 予算執行部局長の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならない。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。  
(1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。  
(2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。  
(3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの  
（執行状況の報告等）  
第8条 予算執行部局長の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。  
2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないとき認めるときは、予算執行部局長の長に対しその改善を要求することができる。

別表

工事の種類	内容
建築	扉(とびら)、雨樋(どい)、日除(よけ)、壁張り、塗装、畳、案内板、目かくし、カーテン、建具、ブラインド、シャッター、すのこ、庇(ひさし)、看板、塀(へい)、流し、棚(たな)、屋根葺(ふき)替え、手摺(すり)、網戸、間仕切、タイル、スレート、モルタル、窓枠、飾り石、下屋、床、天井、壁等に関する工事
設備	電灯、ボイラー、ポンプ、配水、水飲み場、便器、フラッシュバルブ、換気扇、浴槽(そう)、高架水槽(そう)、電気器具取替え、水道き裂破損、放送機器、受配電器具、排水つまり、焚炉、浄化槽(そう)等に関する工事
土木	防護柵(さく)、反射鏡、側溝、道路照明、道路標示、路面の部分的補修等に関する工事
造園	植栽等に関する工事
下水	入孔補修、入孔嵩(かさ)上、下水管の部分的補修、下水管のごみ上げ、防護柵(さく)等に関する工事

2 川 監 公 第 4 号

令和2年2月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

# 令和元年度 行政監査結果報告書

## 補助金等について

### 目次

<b>第1 監査の概要</b> .....	1
<b>第2 調査結果</b> .....	2
1 補助金等について.....	2
(1) 補助金等の制度概要.....	2
(2) 本市の補助金等の状況.....	2
(3) 補助金等の交付事務の流れ.....	4
2 調査の対象・方法等.....	4
(1) 基礎調査 (令和元年6月3日から6月17日) .....	4
(2) 本調査 (令和元年9月28日から12月9日) .....	5
3 調査結果の概要.....	6
(1) 基礎調査結果の概要.....	6
(2) 本調査結果の概要.....	10
<b>第3 監査の結果</b> .....	22
1 改善を要する事項 (共通) .....	22
(1) 補助事業の根拠規定について.....	22
(2) 交付手続について.....	23
(3) 補助金等の交付に対する効果検証について.....	24
(4) 廻り処理について.....	25
2 改善を要する事項 (個別) .....	25
(1) 市民文化局所管分.....	25
(2) こども未来局所管分.....	25
(3) 健康福祉局所管分.....	26
(4) 消防局所管分.....	26
<b>巻末</b> .....	27

令和2年2月25日

川崎市監査委員

**第2 調査結果**

**1 補助金等について**

**(1) 補助金等の制度概要**

国の補助金等に関する根拠として補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）が定められており、補助金等とは「補助金、負担金、利子給付金、その他相当の反対給付を受けない給付金」と規定されている。

一方、地方公共団体では、地方自治法第232条の2で「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると規定されている。「公益上必要がある場合」と限定されているとおり、「公益上の必要性」の有無が補助金等の交付に際して重要な判断基準となる。そして、「公益上の必要性」については、「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」（行政実例昭和28年自行政第186号）とされている。

また、行政のあらゆる支出行為は、税金をはじめとする貴重な財源によって実施されるものであることから、補助金等についても当然に、どのような算定により交付されているか、また、交付先が実施する事業のうちどの部分が補助対象であるのかを明確にし、市民に対して客観的に説明することができる必要がある。

**(2) 本市の補助金等の状況**

本市においては、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とし、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号。以下「交付規則」という。）を制定している。交付規則では、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めており、各補助金等の具体的事項は交付要綱等で定められている。

また、各補助金等について客観的な観点から必要性や効果等について検証し、費用対効果が低くなったものや、その役割が薄れたものを見直すために、財政局において平成17年に「補助・助成金見直し方針」が策定された。「補助・助成金見直し方針」では、人件費を含む出資法人への補助から個人に対する補助まで多様な形態を有している補助金等について、それぞれの内容に即した見直しを行うため、次のように補助金等の性質に沿った分類をしている（表1）。

**第1 監査の概要**

**1 監査の種類**

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に規定する事務の執行）

**2 監査のテーマ**

補助金等について

**3 監査の目的**

補助金等については、地方自治法第232条の2に「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると規定されている。

本市においても、公益的な観点から、300を超える補助金等を交付しており、本市の施策推進のために重要な役割を担っているが、補助金等は市税をはじめとする貴重な財源で賄われていることから、交付の目的に沿って適正に執行されなければならない。

そこで、補助金等の交付の手続が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って適切に執行されているか等を検証し、公正で効果的かつ効率的な補助金等の交付事務に資することを目的として監査を実施した。

**4 監査の期間**

令和元年5月7日から令和2年2月4日まで

**5 監査の対象**

各補助金等所管局区

**6 監査の主な着眼点**

- (1) 補助金等の交付の手続が適正に行われているか。
- (2) 補助金等が交付先において目的に沿って適切に執行されているか。
- (3) 補助金等の交付に係る効果検証がなされているか。

**7 監査委員の除斥**

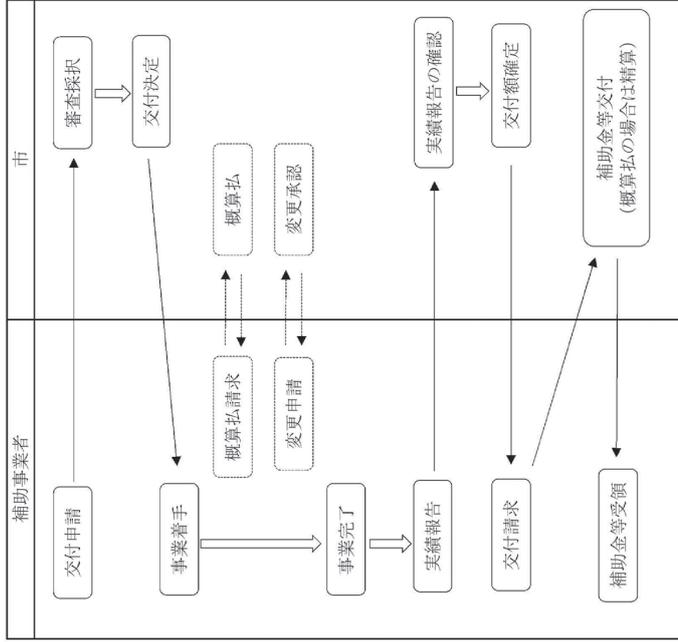
地方自治法第196条第1項の規定により議員のうちから選任された嶋崎嘉夫監査委員及び沼沢和明監査委員は、同法第199条の2の規定により議会局所管の「政務活動費」に関する監査について除斥した。

表1 本市の補助金等の分類

<p>I 特定財源型補助金・・・国庫補助金や県補助金などの特定財源が充当</p> <p>1 事業費補助・・・2以外に、事業費に対して補助</p> <p>2 施設整備費補助・・・施設建設費、整備費に対して補助</p>
<p>II 協調型補助金・・・国・県などと協調してルールに基づき補助</p>
<p>III 出資法人(25%以上)への補助金・・・出資法人に対して補助</p> <p>1 派遣人件費を含む補助・・・派遣職員の人件費を含めて補助</p> <p>2 事業費補助・・・1以外に、事業費に対して補助</p>
<p>IV 調整・補完型補助金・・・官民格差の是正などの目的で補助</p>
<p>V 団体支援型補助金・・・市民団体などが活動するための運営費に対して補助</p> <p>1 市関連団体への補助・・・III以外の市関連団体へ補助</p> <p>2 その他の団体への補助</p> <p>①公の施策団体補助・・・公の施策を補完することを目的とする団体に補助</p> <p>②市民生活団体補助・・・市民生活を支援することを目的とする団体に補助</p> <p>③経済活動団体補助・・・経済的活動を支援することを目的とする団体に補助</p> <p>④福祉団体補助・・・福祉的活動を支援することを目的とする団体に補助</p> <p>⑤教育・文化団体補助・・・教育・文化活動を支援することを目的とする団体に補助</p>
<p>VI 事業支援型補助金・・・市が奨励している事業に対して補助</p> <p>1 研修費補助・・・研究費・研修費に対して補助</p> <p>2 イベント補助・・・イベント開催費に対して補助</p> <p>3 委託型補助・・・委託的な要素を含みつつ補助</p> <p>4 投資的経費への補助・・・普通建設事業に対して補助</p> <p>5 周年事業・当番市への補助・周年事業や当番市の事業に対して補助</p> <p>6 利子補助金・・・利子負担の軽減のために補助</p> <p>7 その他の事業支援補助</p> <p>①公の施策事業補助・・・公の施策を補完することを目的とする事業に補助</p> <p>②市民生活事業補助・・・市民生活を支援することを目的とする事業に補助</p> <p>③経済活動事業補助・・・経済的活動を支援することを目的とする事業に補助</p> <p>④福祉事業補助・・・福祉的活動を支援することを目的とする事業に補助</p> <p>⑤教育・文化事業補助・・・教育・文化活動を支援することを目的とする事業に補助</p>
<p>VII 個人支援型補助金・・・補助金の交付先が個人</p>

(3) 補助金等の交付事務の流れ  
一般的な補助金等交付事務の流れは図1のとおりである。

図1 一般的な補助金等交付事務の流れ



※点線は必要に応じて行う手続

2 調査の対象・方法等

(1) 基礎調査(令和元年6月3日から6月17日)

ア 趣旨・対象

本市の補助金等の状況を把握するため、平成30年度及び令和元年度に予算措置がなされていた331件の補助金等について、各所管局区に調査票等の提出を求めた。

イ 調査内容

交付額、継続年数、交付要綱等の制定の有無、支払方法、交付先団体の財務諸表の確認状況など

(2) 本調査(令和元年9月28日から12月9日)

ア 趣旨・対象

基礎調査対象 331 件の補助金等から、基礎調査の結果を踏まえ、以下のリスクアプローチの考え方により、リスクが高いと考えられる 102 件の補助金等を抽出し本調査対象とした。本調査対象の補助金等については、詳細な調査を実施するために各所管局区に対し申請書類などの関係書類の提出を求めた。

また、102 件のうち 20 年以上継続して交付されている 62 件の補助金等については、当該補助金等の効果検証が適切に実施されているか確認するため文書による照会を実施した。

※本調査対象 102 件については、巻末に一覧表を添付

【リスクアプローチの考え方】

【共通のリスク】

- 令和元年度の財政援助団体等監査や会計検査院による実地検査の受検機会がないもの
  - 他の監査等により一定の担保がなされていないものは、リスクの発現可能性が高い。
- 交付金額が 1,000 万円以上のもの
  - 金額が高額であるほどリスクの影響度が大きい。
- 継続年数の長短によるもの
  - リスクの発現可能性や影響度に直接関係するわけではないが、年数が長期であるほど補助事業が固定化され、見直しがされていない可能性がある。

※今回は継続年数が 20 年以上のものに着目した。

【個別のリスク】

- 前金払又は資金前渡で支出しているもの
  - 不適切な支払方法が選択されている可能性がある。
- 団体支援型補助金、出資法人への補助金で交付先団体の財務諸表が未確認のもの
  - 財政的に自立した団体に補助金等を交付している可能性がある。

【本調査対象の抽出方法】

- 基礎調査対象 331 件から上記 1 に該当するものを抽出 (273 件)
- (1) の中から上記 2 に該当するものを抽出 (78 件)
- (1) の中から上記 4 又は上記 5 に該当するものを抽出 (34 件)
- (2) 及び (3) で抽出した 112 件から重複分 10 件を差し引いた 102 件を本調査対象とした。なお、その中で上記 3 に該当するものは 62 件あった。

※令和元年度で補助事業が終了するものは本調査対象から除外した。

イ 調査内容

- (ア) 補助金等関係書類(予算執行関係書類、申請関係書類、実績報告関係書類、交付要綱等)の確認  
 (イ) 継続年数が 20 年以上である 62 件の補助金等については、上記 (ア) に加え効果検証の法的確認

3 調査結果の概要

(1) 基礎調査結果の概要

ア 局区別の状況

局区別の補助金等の件数については、所管する補助金等の件数が最も多いのが健康福祉局 108 件 (6,958,632 千円)、次いでこども未来局 53 件 (7,736,862 千円)、経済労働局 51 件 (1,179,530 千円) の順となっている (表 2)。

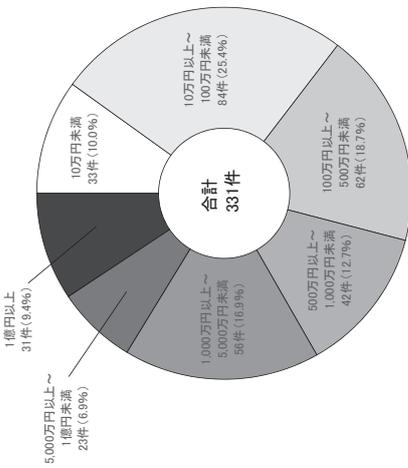
表 2 局区別の補助金等の件数及び金額

局名	件数 (件)	金額 (千円)
健康福祉局	108	6,958,632
こども未来局	53	7,736,862
経済労働局	51	1,179,530
市民文化局	38	826,228
まちづくり局	26	1,122,827
教育委員会事務局	20	303,366
環境局	10	37,457
建設緑政局	5	108,000
総務企画局	5	44,153
港湾局	3	179,043
麻生区	3	9,319
消防局	2	12,278
宮前区	2	2,499
議会局	1	307,800
幸区	1	247
多摩区	1	247
中原区	1	246
高津区	1	245
合計	331	18,828,979

イ 金額別の状況

金額別の状況については、決算額が「10 万円以上 100 万円未満」の補助金等が 84 件 (25.4%) で最も多く、次いで「100 万円以上 500 万円未満」の補助金等 62 件 (18.7%)、「1,000 万円以上 5,000 万円未満」の補助金等 56 件 (16.9%) の順となっている (図 2)。

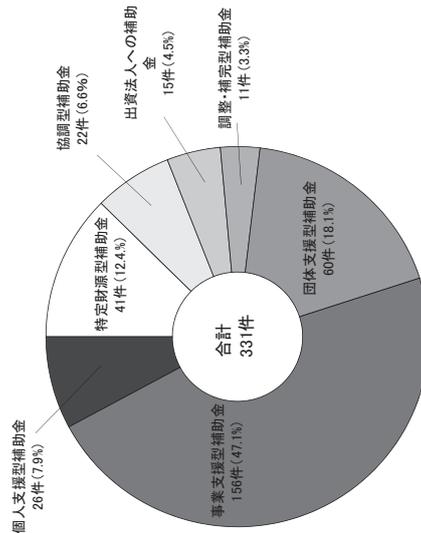
図2 金額別の状況



ウ 分類別の状況

分類別の状況については、「事業支援型補助金」が156件(47.1%)で最も多く、全体の約半数を占めており、次いで「団体支援型補助金」60件(18.1%)、「特定財源型補助金」41件(12.4%)の順となっている(図3)。

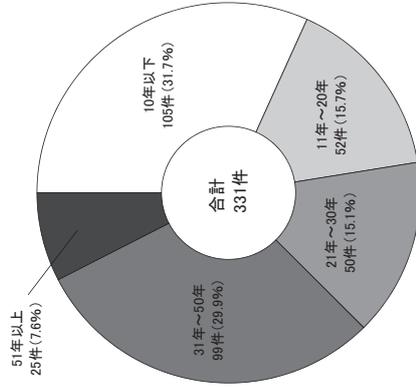
図3 分類別の状況



エ 継続年数別の状況

継続年数別の状況については、「10年以下」が105件(31.7%)で最も多く、次いで「31年～50年」99件(29.9%)、「11年～20年」52件(15.7%)の順となっている(図4)。

図4 継続年数別の状況



オ 交付要綱等の有無

交付要綱等の有無については、3件の補助金等で交付要綱等が制定されていないが、この3件はいずれも条例や条例施行規則を根拠規定としている。

カ 支出方法別の状況

地方公共団体における支出は事業完了後に支出する通常私が原則であるが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第162条で概算私が、同令第163条で前金私による支出ができるとされている。概算私又は前金私で支出する場合は、その支出の性質上、概算私又は前金私をしなければ支出目的が達せられないような経費であることが必要となる。また、資金前渡については、同令第161条及び川崎市金銭会計規則第92条(昭和39年規則第31号)を根拠に支出されている(表3、表4)。  
支出方法別の状況については、「概算私」が168件(50.8%)で最も多く、全体の約半数を占めており、次いで「通常私」120件(36.2%)、「前金私」29件(8.8%)、「資金前渡」14件(4.2%)の順となっている(図5)。

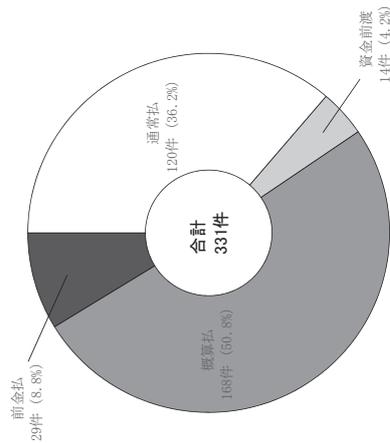
**表3 支出の特例**

資金前渡	特定の経費について前渡金管理者に概括的に資金を交付し、前渡金管理者の名と責任において正当債権者に支払う方法
概算払	債権者は確定しているが、債務金額が確定しておらず、しかも履行期も到来していない場合に当該債権者に対して概算により一定の金額を支払う方法
前金払	債権者及び債務金額がともに確定しているものについて、支払うべき事実の確定又は履行時期の到来以前に当該債権者に対してその債務金額の一部又は全部を支払う方法

**表4 支出方法の比較**

支出方法	正当債権者	債権金額	支出すべき時期	精算
通常払	確定	確定	到来	不要
資金前渡	いずれか又は全てが未確定			必須
概算払	確定	未確定	未到来	必須
前金払	確定	確定	未到来	不要

**図5 支出方法別の状況**



**キ 補助金等交付先団体等の財務諸表の確認状況**

補助金等の交付先が団体である「団体支援型補助金」(60件)又は「出資法人への補助金」(15件)においては、「当該団体の財務諸表を確認している」が57件(76.0%)、「確認していない」が7件(9.3%)、「団体等が財務諸表を作成していない」が11件(14.7%)となっている(図7)。

**図6 補助金等交付先団体等の財務諸表の確認状況**



**(2) 本調査結果の概要**

**ア 補助事業の根拠規定**

**(ア) 補助交付目的の規定**

補助金等は「公益上の必要性」がある場合に支出することができる。このことから、補助金等がどのような「公益上の必要性」により交付されているのかを交付要綱等で規定する必要がある。

調査の結果、補助金等を交付する上で必要な「公益上の必要性」が交付要綱等に明文化されていないものが33件あった。

**図7 公益上の必要性が明文化されていない事例**

**川崎フロンターレ後援会補助金交付要綱(抜粋)**

(目的)  
第1条 この要綱は、川崎フロンターレ後援会(以下「後援会」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、もって後援会の運営に寄与することを目的とする。

補助金の交付が後援会の運営に寄与することを目的としているが、後援会の運営がどのような「公益上の必要性」があるか記載がない。

図10 【参考事例】補助対象の範囲や算定方法が明確な事例

中部小児急病センター運営費補助金交付要綱（抜粋）

(運営費及び補助基準額)

第3条 補助の対象となる運営費は、別表1に定めるところとする。

2 補助金算定の基準となる額（以下「補助基準額」という。）は、別表2に定めるところとする。

(補助金額の算定)

第4条 補助金の額は、運営費から診療収入その他の補助事業に伴う取入額を控除した額と、補助基準額を比較して、いずれか低い方の額とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(別表1) 運営費  
中部小児急病センターの運営に必要な以下の経費  
報酬、給料、賃金、職員手当等、雇用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、買付経費

(別表2) 補助基準額

1 人件費  
次の表の職種ごとの単価に、中部小児急病センターの診療に携わった日数、人数、補助率を乗じて算定した額  
補助基準人数及び単価表（診療日1日あたり）

職種	人数	単価
医師	1人	65,000円
薬剤師	1人	15,000円
看護師	1人	15,000円
臨床検査技師	1人	15,000円
放射線技師	1人	15,000円
事務員	2人	12,500円
補助率		70%

2 その他の管理費

	金額
施設管理経費（中部小児急病センターの診療に係るものに限る。）	2,600,000円
補助率	70%

補助対象経費が別表で詳細に規定されている。

補助基準額の算定方法が別表で明確に定められている。

図8 【参考事例】公益上の必要性が明文化されている事例

川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付要綱（抜粋）

(趣旨)

第1条 この要綱は、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るために設置されている防犯灯の管理費及び補修費に対する補助金交付に関する事項を定めるものとする。

街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るといふ「公益上の必要性」が記載されている。

(イ) 補助対象の範囲及び算定方法の規定

補助対象の範囲や算定方法については、透明性を確保する観点から、交付要綱等でのような経費を対象とし、どのような算定により交付額を決定しているのかを明確にする必要がある。調査の結果、交付要綱等で補助対象の範囲や算定方法を明確に規定しているとはいえないものが43件あった。

図9 補助対象の範囲や算定方法が明確とはいえない事例

全国心臓病の子供を守る会川崎支部運営費補助金交付要綱（抜粋）

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、守る会川崎支部の運営費とする。

補助金の対象となる経費は、守る会川崎支部の運営費としており、運営のうちどの経費が対象になるかが不明確である。また、算定方法の規定もない。

(ウ) 交付申請書及び実績報告書の様式の規定

補助金等の交付申請書及び実績報告書については、交付要綱等で様式を定めておくことで、手続の透明性を確保するとともに必要事項の記載漏れを防ぐことができる。調査の結果、交付要綱等で交付申請書及び実績報告書の様式を定めていないものが13件あった。

図11 交付申請書及び実績報告書の様式を定めていない事例  
公益財団法人川崎市生涯学習財団補助金交付要綱(抜粋)

(交付の申請)

第3条 生涯学習財団は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日、その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- (5) 概算私が必要な場合は、その旨及び理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

(実績報告)

第6条 生涯学習財団は、補助事業等が完了したときは、次の各号に掲げる事項を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

交付申請書及び実績報告書に記載すべき事項が記載されているが、これらを記載した様式が定められていない。

図12 【参考事例】交付申請書及び実績報告書の様式を定めている事例  
川崎市観光関係事業補助金交付要綱(抜粋)

(交付の申請)

第4条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(第1号様式)を市長に提出しななければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書(第3号様式)に、市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第1号様式

川崎市観光関係事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

出 発 所  
姓 名  
代表者氏名

川崎市観光関係事業補助金の交付を希望している。川崎市観光関係事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、申請書第4条、5条の規定に基づき、申請書第12条の規定に基づき、関係書類を添付の上、申請いたします。

事業の名称	
事業の目的	
事業の経費	別紙のとおり
収支予算書	別紙のとおり
事業完了予定日	年 月 日
補助金交付申請額	円
補助金申請額算出式	円 (事業費総額) × / (補助率)
概算私の有無	有 無
職員氏名と定する項目	

第3号様式

川崎市観光関係事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

川崎市観光関係事業補助金の交付を受けた川崎市観光関係事業補助金に係る補助事業の実績を、川崎市観光関係事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添付の上、報告いたします。

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他関係書類



イ 交付手続について

(ア) 交付申請書類

補助金等の交付決定に際しては交付申請書類に基づき審査を行うこととなるが、交付申請書類に不備がある場合には適正な審査を行えないおそれがある。調査の結果、補助金等の交付要綱等に定められた記載事項が交付申請書に記載されていないか、かつたものや様式を使用していないもの、交付申請書に添付されるべき書類が不足していたものなど、申請書類に不備があったものが3件あった。

図 15 交付要綱等に定められた記載事項が交付申請書に記載されていない事例

川崎市法律援助事業補助金交付要綱 (抜粋)

(交付の申請)

第4条 弁護士会は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 当該申請に係る事業の目的及び内容

(3) 当該申請に係る事業の経費の配分及び使用方法、補助金交付事業の完了の予定日その他当該事業の遂行に関する計画

(4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(5) その他市長が必要と認める事項

提出された申請書に、要綱で規定されている記載すべき事項の一部が記載されていないかった。

交付申請書

補助金 交付申請書

平成30年 4月 / 日

川崎市長 稲田 紀彦 様

横浜市中央区日本大通9番地  
神奈川県弁護士会  
会長 芳野 直三 様

平成30年度神奈川県弁護士会の法律援助事業に対し、下記のとおり補助金を交付されたく申請します。

記

補助金額 金450,900円

以上

図 16 交付申請書に添付されるべき書類が不足していた事例

川崎市老人福祉施設事業協会運営費補助金交付要綱 (抜粋)

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎市老人福祉施設事業協会運営費補助金申請書(第1号様式、以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 理由書

(2) 助成を受ける事業の計画書及び収支予算書

(3) 考案者の名刺及び会員名簿

(4) 補助金の算定資料

交付申請書の該当部分

2 添付書類

(1) 申請理由書

(2) 平成30年度川崎市老人福祉施設事業協会事業計画書

(3) 平成30年度川崎市老人福祉施設事業協会予算書

(4) 川崎市老人福祉施設事業協会会則

(5) 川崎市老人福祉施設事業協会員名簿

交付申請書に添付されるべき書類のうち、「(4)補助金の算定資料」が添付されていなかった。

(イ) 支出方法

支出方法については、事業完了後に支出する通常払が原則であるが、交付先の財政状況等により事業完了前に支出する概算払や前金払を行うことができている。また、即時払いをする場合や支出先が多数である場合には資金を前渡金管理者に渡し、前渡金管理者が債権者に対して支払う資金前渡を行うことができる。

しかしながら、これらは支出の特例であり、前金払は精算行為を伴わないことから、本来であれば返還すべき経費が戻入されないおそれがあり、資金前渡については事前に現金化することから、公金の紛失や横領といったリスクがある。

調査の結果、金額が未確定と考えられるものに前金払で支出しているものや、支出件数が少数であり資金前渡で支出する必要がないものなど、支出方法が不適切であると考えられるものが14件あった。

図 17 金額が未確定と考えられるものに前金払で支出している事例

高津区民祭補助金交付要綱 (抜粋)

(定義)

第2条 この要綱において、補助金とは、実行委員会が実施する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業に対して、市が交付するものをいう。

(1) 区民祭の周知を図るために要する事業

(2) 会場の設置、運営に要する事業

(3) イベント実施に要する事業

各事業を補助対象としており、事業完了後でなければ金額が未確定と考えられる。

(ウ) 実績報告書類

実績報告書類は、補助金を交付した効果の検証や使途の確認において必要な書類であり、不備がある場合には適正な確認等が行えないおそれがある。

調査の結果、事業報告に関する資料が添付されていないものや、収支計算に関する資料で補助金等がどの経費に充当されているのか不明なもの、交付要綱等で定められている様式を使用していないものなど、実績報告書類に不備があったものが27件あった。

図18 事業に関する報告書が添付されていない事例

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会育成費等補助金交付要綱(抜粋)

(報告) 第6条 この補助金の実績報告は、実績報告書(第3号様式)に次の書類を添付し、当該年度終了後30日以内に市長に対して報告するものとする。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) その担当長が必要と認めるもの

提出された実績報告書には、別紙で補助金の精算書が添付されているが、事業報告書が添付されていない。

実績報告書

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会育成費等補助金交付要綱

30日届済書576号  
平成31年3月31日

川崎市 市長 藤田 成彦 様

報告者 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 佐藤 忠彦 様

届出番号を添えて次のとおり報告します。

1 補助金の種類	社会福祉協議会育成費補助金
2 交付を受けた補助金の額	137,641,000円
3 交付した補助金の額	137,641,000円
4 残 額	0円

別紙

平成30年度社会福祉協議会育成費補助金精算書

補助金額	137,641,000	支出額	83,707,200	不用額	53,933,800
社員職員分	137,641,000	本件	83,707,200		
<small>①(法人、事業報告責任者、) 助成費(補助金) 60,929,357 ▲ 32,524,776  <small>②(法人、事業報告責任者、) 助成費(補助金) 25,529,219  <small>③(法人、事業報告責任者、) 助成費(補助金) 28,182,433</small> </small> </small>					
補助金合計	137,641,000	支出合計	170,165,776	戻入額	0

図19 収支計算書で補助金等の充当先が不明な事例

川崎市原簿被曝者の会運営費補助金の決算報告資料該当部分

平成30年度 決算報告

収入の部		支出の部	
勘定	金額	勘定	金額
繰越金	34,459	活動費	407,139
会費	81,000	交通費	32,040
補助金	289,000	通信費	6,424
募金	8,000	事務用品費	11,692
参加費	87,250	庶務費	9,000
雑収入	4,840	繰越金	48,294
利息	0		
合 計	514,589		514,589

平成30年4月1日より平成31年3月31日まで

市からの補助金が、支出の部のどの経費に充当されたかが分からなない。

図20 【参考事例】収支計算書で補助金等の充当先が明確な事例

「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金の収支計算書類の該当部分

平成30年度 収支計算書説明書

収入の部	金額	備考
1 雑収入	21,136,198	市補助金
2 雑収入	1,188,130	
3 雑収入	1,491,743	
4 雑収入	2,696,387	
5 雑収入	57,096	
6 雑収入	391,812	
7 雑収入	584,842	
8 雑収入	10,000	
9 雑収入	16,310,106	
10 雑収入	1,640,581	
11 雑収入	9,855,683	
12 雑収入	6,089,277	
13 雑収入	3,139,000	
14 雑収入	634,706	
15 雑収入	886,448	
16 雑収入	794,648	
17 雑収入	91,800	
18 雑収入	957,094	
19 雑収入	804,284	
20 雑収入	152,830	
21 雑収入	43,946	
22 雑収入	21,136,198	

支出の部

1 雑支出	金額	備考
1 雑支出	137,641,000	市補助金
2 雑支出	1,188,130	
3 雑支出	1,491,743	
4 雑支出	2,696,387	
5 雑支出	57,096	
6 雑支出	391,812	
7 雑支出	584,842	
8 雑支出	10,000	
9 雑支出	16,310,106	
10 雑支出	1,640,581	
11 雑支出	9,855,683	
12 雑支出	6,089,277	
13 雑支出	3,139,000	
14 雑支出	634,706	
15 雑支出	886,448	
16 雑支出	794,648	
17 雑支出	91,800	
18 雑支出	957,094	
19 雑支出	804,284	
20 雑支出	152,830	
21 雑支出	43,946	
22 雑支出	21,136,198	

支出の部に「市補助金」という欄があり、どの経費に充当されたかが明確である。

ウ 効果検証について

補助金等の交付は公益上の必要性を根拠とするものであることから、交付要綱等で規定している交付目的が達成できているか効果検証をする必要がある。また、補助金等が長期継続して交付されているものについては、すでに目的が達成されていないか検証し、今後の継続の必要性等を検討しなければならない。

調査の結果、効果検証を実施していないものはなかったが、客観的に評価できる指標が設定されていないものが27件あった。また、実績報告書に事業の成果に関する記載がないにもかかわらず、実績報告書を確認して効果検証をしているとされたものが1件あった。

第3 監査の結果

本市では、300を超える補助金等を交付しており、その形態は国や県などと協調して交付しているものや、事業や団体の支援を目的とするもの、個人の支援を目的とするものなど、多種多様である。

今回の監査では、平成30年度及び令和元年度に予算措置がなされていた331件の補助金等について基礎調査を実施し、このうち、リスクアプローチの考え方により102件を抽出し、書面調査により要綱等の規定方法、一連の交付手続などの事務執行の実態把握を行った。さらに、20年以上継続して交付されている補助金等については、効果検証の実施状況確認も行った。

その結果、おおむね適正に事務が執行されていると認められ、また、他の補助金等の交付事務でも参考となる事例も見られたが、次のとおり改善すべき事項や検討を要する課題が認められた。

補助金等は本市の施策推進のために重要な役割を担っているが、市税をはじめとする貴重な財源で賄われている。本市の厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源を有効に活用することが求められることから、補助金等の交付については適正な事務手続はもとより、効果検証についても適切に実施され、より効果的に執行されるよう見直し・改善の取組を続けていくことが必要と考える。

については、本監査結果により、一連の交付手続の再点検がなされるとともに、効果検証の重要性が再認識され、今後、各所管局区における補助金等の交付について必要な検討、改善が行われ、本市全体の補助金等の交付がより適正かつ効果的に行われることを期待する。

1 改善を要する事項(共通)
(1) 補助事業の根拠規定について

ア 公益上の必要性の明文化

地方公共団体における補助金等の交付は、地方自治法第232条の2に規定されている「公益上必要がある場合においては、帯附又は補助をすることができ」を根拠としている。このことから、「公益上の必要性」の有無が補助金を交付する際の重要な判断基準となるが、補助金の交付目的が明らかになっていなければその必要性を判断することができない。そのため、補助金の交付要綱等における目的の規定においては、「公益上の必要性」を明記する必要がある。調査の結果、補助金の交付要綱等に「〇〇に補助することを目的とする」といったように、規定されていないものがあった。

補助金は公益上必要がある場合に交付することができるとされていることから、交付要綱等に「公益上の必要性」を含めた交付目的の規定されたい。

イ 補助対象経費の明確化

補助対象経費については、交付額や使途の透明性を確保する観点から、交付要綱等で補助対象の範囲と算定方法を明確にする必要がある。

調査の結果、補助対象の範囲を運営費や事業費全般としているものなど、補助対象の範囲が

図21 【参考事例】効果検証の方法が適正な事例

公益財団法人川崎市国際交流協会 経営改善及び連携・活用に關する取組評価(抜粋)

経営改善及び連携・活用に關する取組評価
(平成30(2018)年度)

Table with 3 main sections: 1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に關する取組 (Objective, Status, etc.), 2. 本事業推進に關する取組 (Project Name, Budget, etc.), and 3. 事業の目標値 (Target Values for various metrics like revenue, expenses, etc.).

エ 測り処理について

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行同を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

調査の結果、補助金等の予算執行同の日付を確認したところ、長期間遡って予算執行同等を処理していたものが2件あった。

に不備があったもの、交付要綱等に様式が定められているにもかかわらず別様式を使用されていたもの、様式の内容を変えていたものがあった。

補助金等の交付申請を適正に審査するために、交付要綱等に定められている資料が添付されていないものは必要な書類を求められたい。また、申請書の記載内容に不備があるものや交付要綱等に規定されている様式以外の様式で申請されているものは必要な補正を指導されたい。

#### イ 支出方法が不適切なもの

支出方法については、事業完了後に支出する通常私が原則であるが、交付先の財政状況等に より事前に支出しなければ団体の運営や事業ができない場合には、事業完了前に支出する概算私や前金私を行うことができる。また、即時払いをする場合や支出先が多数である場合には資金を前渡金管理者に渡し、前渡金管理者が債権者に対して支払う資金前渡を行うことができる。これらの支出方法は全て支出の特例であり、前金私については精算行為を伴わないため、本来であれば返還すべき経費が戻入されないおそれがあり、また、資金前渡については事前に現金化するため、公金の紛失や横領といったリスクがあることから、適切な支出方法を選択する必要がある。

調査の結果、金額が未確定と考えられるものに前金私で支出しているものや、支出先が少数であるにもかかわらず資金前渡で支出しているものがあった。

金額が確定していないものに前金私で支出しているものは、返還すべき経費が適切に精算されるよう概算私で支出されたい。

また、公金の紛失や横領のリスクを防ぐため、資金前渡で支出する必要があるものは支出方法を見直されたい。

#### ウ 実績報告書類に不備があったもの

実績報告書類は、補助金等が適切な経費に充当されているか確認することや効果検証を行う上で必要な書類である。

調査の結果、実績報告書が提出されているものの、内容が収支関係のみで事業に関する記載がないものや収支決算書で補助金等がどの経費に充当されているかが不明確なものがあった。また、交付要綱等で定められた書類が添付されていないもの、規定されている様式とは別の様式で提出されているものもあった。

不適切な支出の有無の確認や効果検証を行うために、交付要綱等に定められている資料が添付されていないものは必要な書類を求められたい。また、実績報告書の記載内容に不備があるものや交付要綱等に規定されている様式以外の様式で申請されているものは必要な補正を指導されたい。

#### (3) 補助金等の交付に対する効果検証について

補助金等の交付は公益上の必要性を根拠に支出することから、交付要綱等で規定している交付目的が達成できているか効果検証を行う必要がある。また、補助金等が長期間継続して交付されているものについては、すでに目的が達成されていないか検証し、今後も継続するのかがそれとも廃止するのかを判断しなければならぬ。

不明確なものがあった。また、交付額の算定方法が交付要綱等で規定されており、どのような交付額が算出されたか確認できないものもあった。

補助対象の範囲や算定方法が不明確であると、交付額の妥当性や使途の透明性を確保できないため、補助対象の範囲は全般とせず、例えば運営費のうち「事務局職員1名分の人件費」や「事務所の年間賃借料」とするなど、詳細に規定するよう検討されたい。さらに、交付額の算定については、単価と数量から算定する方法や、補助率を設定し補助対象経費総額にその率を乗じて算定される額とするなど、金額が明確に算出できるように規定することを検討されたい。

#### ウ 交付申請書及び実績報告書の様式化

交付申請書及び実績報告書について、交付要綱等で様式を定めることにより、手続の透明性の確保や必要事項の記載漏れの防止が期待でき、事務の効率化にもつながる。

調査の結果、交付要綱等で交付申請書及び実績報告書に記載する事項を規定しているものの、様式化されていないものがあった。

手続の透明性の確保や事務の効率化のため様式を定めることが望ましいことから、交付申請書及び実績報告書について様式化することを検討されたい。

#### エ 実績報告書の提出の明文化

実績報告書は、補助金等が適切な経費に充当されているか確認することや効果検証を行う上で必要な書類であることから、交付要綱等で提出について規定する必要がある。

調査の結果、実績報告書が未提出のものもなかったが、交付要綱等で実績報告書の提出について規定されていないものがあった。

実態の把握や効果検証の観点から、実績報告書の提出について交付要綱等で規定されたい。

#### オ 要綱等のホームページへの掲載

要綱等は行政運営の向上及び情報共有の透明性の向上及び情報共有の原則に基づく自治運営の推進を図り、より開かれた市政の実現及び市民の自治確立を目的として本市ホームページで公表されている。

また、補助金等の交付要綱等については、補助金等の申請者が事前にどのような事業が対象になるのか、どのような書類が必要かなどを確認することも考えられる。

調査の結果、交付要綱等がホームページに掲載されていないものがあった。また、ホームページに掲載されているが、最新改正の日付や添付データが古いものもあった。さらに、交付要綱等で定められた様式がホームページに掲載されていないものもあった。

行政運営の透明性の向上等を図るとともに、補助金等の申請者が事前に対象事業や必要な書類を確認できるように、ホームページに様式を含め、最新の交付要綱等を掲載されたい。

#### (2) 交付手続について

##### ア 交付申請書類に不備があったもの

補助金等の交付決定に際しては、交付要綱等で定められた申請書や添付資料に基づき、交付団体の事業目的、事業内容及び収支状況等を十分に審査する必要がある。

調査の結果、申請書に添付されるべき書類が添付されていないもの、申請書の記載内容

見への対応や支援方法の習得等を行う活動に対し補助することにより、施設職員の入所児童への対応能力を向上させることを通じて入所児童の福祉向上を図ることを目的としている。

調査の結果、これらの補助金の交付額については県内5県市分を協定等で定めるとされているが、その協定等が文書として存在しなかった。

協定書等がなければ補助金の交付額が不明確であることから、協定書等を作成されたい。

**(3) 健康福祉局所管分**

**高齢者外出支援事業事業補助金**

本補助金は、高齢者の社会的活動への参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としている。

調査の結果、本補助金の交付の根拠は川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例（平成16年条例第10号）に規定されているが、補助対象経費や申請書類などの具体的な事務に関する定めがなかった。

補助金の交付事務の透明性を確保する観点から、補助対象経費や手続に必要な書類などを定める交付要綱等を制定されたい。

**(4) 消防局所管分**

**消防団活動補助金**

本補助金は、消防団の育成及び健全運営を図ることを目的としている。

補助金の交付対象は川崎市防火協会連合会運営補助金交付要綱第2条で「消防団の運営事業」「消防団員互助会運営事業」「消防団員被服補修事業」「消防団員被服補修事業」の4つの事業としている。

調査の結果、実際に支出している事業としては「消防団の運営事業」のみで、そのほかの事業については既に廃止されている事業であり、支出もされていなかった。

廃止されている事業が要綱に規定されていると、事業が存在していると誤解を招くため、要綱から不必要な規定を削除されたい。

調査の結果、効果検証を実施している回答があったものの、客観的に評価できる指標が設定されていないものがあった。また、実績報告書を確認して効果検証をしていると回答があったものの、実績報告書に事業の成果に関する記載がなく、効果検証が不十分であると考えられるものがあった。

補助金等は様々な性質のものがあり、評価指標を設定すること自体が難しいものもあるが、客観的に効果を説明するためには、交付目的に応じた評価指標を設定することが望ましいことから、可能な限り評価指標を設定するよう検討されたい。また、実績報告書に事業の成果に関する記載がないにもかかわらず、実績報告書を確認して効果検証をしているものは効果検証が不十分であると考えられるため、効果検証の方法を見直されたい。

**(4) 選り処理について**

川崎市予算及び決算規則第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行向を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

調査の結果、後日、日付を長期間遡って処理していた事例があった。

歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行向を作成し、決裁を受けなければならないと規定している川崎市予算及び決算規則に違反していることから、予算執行向の手続を適正に行われない。

**2 改善を要する事項（個別）**

**(1) 市民文化局所管分**

**防犯灯管理費・補修費補助金**

本補助金は、防犯灯が適切に維持管理され、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図ることを目的としている。

本補助金の補修費の算定について、川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付要綱第4条第2項に「町内会等が維持管理し、当該年度4月1日時点で現存する防犯灯1灯につき、1,100円を限度とする。」と規定されている。このことから、補修費の補助金額を算定するためには、防犯灯の数量を確認する必要がある。

調査の結果、数量の確認については制度所管の市民文化局ではなく、各区役所及び支所で行っているが確認方法に統一的な基準がないため、各区役所や支所で確認方法が異なっていた。

防犯灯の数量は交付額に影響する重要な数値であることから、各区役所及び支所の確認方法が異なることがないよう、制度所管局である市民文化局において統一した基準を設けられたい。

**(2) こども未来局所管分**

**神奈川県児童福祉文化体育協会補助金及び神奈川県児童福祉施設職員研究会補助金**

神奈川県児童福祉文化体育協会補助金は、中長期にわたって児童養護施設等で生活している児童に対し、季節にあった文化・体育行事を企画実施し、児童の創造性や主体性、集団活動を伴う協調性を養うことを目的として活動している同協会の運営に補助することにより、児童養護施設等の入所児童の福祉向上を図ることを目的としている。

また、神奈川県児童福祉施設職員研究会補助金は県内の児童養護施設等の施設職員が、被虐待

巻末

本調査対象及び改善を要する事項(共通)該当項目一覧表

■本調査対象及び改善を要する事項(共通)該当項目一覧

Table with columns: No, 調査対象者, 調査項目, リスク評価, 改善を要する事項(共通)項目, 改善を要する事項(共通)項目. Contains 29 rows of data.

Table with columns: No, 種別, 種別名称, 基本情報, リスク評価, 改善を要する事項(共通)項目. Contains 29 rows of data.



**参考**

**○関係法令等**

**(1) 地方自治法 (昭和22年法律第67号)**

**地方自治法 (抜粋)**

(希附又は補助)

第22条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合には、希附又は補助をすることができ  
る。

**(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)**

**地方自治法施行令 (抜粋)**

(資金前渡)

第161条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金  
を当該職員に前渡することができる。

17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような  
経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

(概算払)

第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

3 補助金、負担金及び交付金

(前金払)

第163条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

2 補助金、負担金、交付金及び委託費

**(3) 川崎市補助金等の交付に関する規則 (平成13年規則第7号)**

**川崎市補助金等の交付に関する規則**

(目的)

第1条 この規則は、法令に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を  
定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 本市が交付する補助金及び利子補給金をいう。

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなけれ  
ばならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の日その他補助事業等の遂行に関する  
計画

(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならぬ。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業等の目的及び内容により、第1項の申請書に記載すべき事項  
及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることがで  
きる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等  
により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付を決定するも  
のとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項  
につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要がある  
と認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業等に関する経費の配分又は補助事業等の内容の変更 (市長が定める軽微な変更を除く。) をす  
る場合においては、市長の承認を受けべきこと。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けべきこと。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速  
やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には  
その条件を、補助金等の交付の申請をした者 (以下「申請者」という。) に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の内容又はこれ  
に付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみ  
なす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたとき  
は、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変  
更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

3 第1項の規定により加算金を納付しななければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられるものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならぬ。（財産の処分制限）

**第17条** 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認め別に定めるもの（報告等）

**第18条** 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対し、補助事業等に関する報告を要求することができる。

(4) 川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）

**川崎市予算及び決算規則（抜粋）**  
(予算執行例)

**第23条** 局長が歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行例（以下「執行例」という。）を作成し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げるものについては、執行例の作成を省略することができる。

(1) 報酬、給料、職員手当その他給与費及び支給額及び支給期日の定めのあるもの

(2) 退職年金等及び旅費

(3) 電気、水道、ガス、電話及びテレビの使用料、ごみ、粗大ごみ及び汚泥の処理手数料、浄化槽等の清掃手数料その他の經常的かつ定期的に支払う経費

(4) 旅行病人及旅行死亡取扱法（明治32年法律第93号）に基づく官報掲載料

(5) 料金後納郵便料及び公金取扱手数料

(6) 有料道路通行料及び駐車場使用料（即時払により一時的に使用する場に限る。）

(7) 保育所等の施設において直接行う主食、副食、間食等の給食に関するもの及び職員食料費

(8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童手当法（昭和46年法律第75号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童扶養手当法（昭和56年法律第238号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）、公営健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の補助に関する法律（昭和31年法律第50号）

(補助事業等の遂行)

**第9条** 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもち、補助事業等を行わなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

**第10条** 市長は、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従って補助事業等を行わせるべきことを指示するものとする。（実態報告）

**第11条** 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認め書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合は、同様とする。（補助金等の額の確定等）

**第12条** 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。（是正のための措置）

**第13条** 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないとき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。（交付決定の取消し）

**第14条** 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金等の返還)

**第15条** 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。（加算金及び延滞金）

**第16条** 補助事業者等は、第14条の規定による取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日において受領されたものとする。

律第40号)、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定帰国者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成19年法律第127号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)に基づく各種扶助費

(9) 新聞、官報、追録、定期的に行われる雑誌その他雑報なもので、毎月支払われるもの

(10) 建物等の経費な(100,000円以下)小修繕費

(11) その他市長が別に定めるもの

**(5) 川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)**

**川崎市金銭会計規則(抜粋)**

(資金前渡できる経費の範囲)

第92条 令第161条第1項第17号の規定により資金の前渡をすることができ経費は、次に掲げるものとする。

- (3) 負担金、補助金及び委託金

**(6) 補助・助成金見直し方針(平成17年3月23日市長決裁)**

平成17年3月23日  
市長決裁

**補助・助成金見直し方針**

**1 目 的**

補助・助成金は公益上必要がある場合において支出するため、一定の行政目的達成のために活用してきました。制度開始時には、行政需要や公益性があった補助・助成金であっても、制度開始から長期にわたり存続する補助・助成金は、時間の経過とともに既得権益化する場合があります。社会経済環境の変化に伴い、目的や必要性が不明確になるなど、行政の公正さを損なう恐れがあります。

一方、市民・各種団体とのパートナーシップを強化し、新たな市民の役割分担を構築する有効な行政手段のひとつとして、補助・助成金の積極的な活用も望まれています。

こうしたことから、個々の補助・助成金を取り巻く社会経済環境の変化及び極めて危機的な状況にある本市財政状況を踏まえ、客観的な視点から、補助・助成金の目的と必要性を総点検し、適正化に向けた取組みを進めるとともに、市民や様々な団体の支援を通して、地域の公益目的を達成するための補助・助成金は、市民と行政のパートナーシップを築く観点から、NPO等を含め、必要性の高いところには重点的な活用を図る必要があります。

本市においては、平成15年度から市のホームページ等において交付状況を公開し、平成16年度からは市民活動に関する補助・助成金について、公正性・透明性を確保する観点から外部委員の審査を通じて市民活動団体に配分できるように、「市民活動育成推進事業」に統合して予算化するための取組みを進めてきました。

今後も持続可能な財政運営を実現し、限られた財源を有効に活用するためには、それぞれの補助・助成金について客観的な観点から必要性や効果等について検証し、費用対効果が低くなったものや、その役割が薄れたものは見直しが必要とならなければなりません。これら補助・助成金の不審の見直しを行うことを目的に、この方針を策定するものです。

**2 分 類**

補助・助成金については一括りで「補助・助成金」と表していますが、人件費を含む出資法人への補助金から個人に対する補助金まで多様な形態を有しています。

したがって、その内容に即し見直しを行うためには補助・助成金の性質に沿った分類をした上で見直す必要があり

ます。

**[分類]**

**I 特定財源型補助金・・・国庫補助金や県補助金などの特定財源が充当**

- 1 事業費補助・・・2以外に、事業費に対して補助
- 2 施設整備費補助・・・施設建設費、整備費に対して補助

**II 協調型補助金・・・国・県などと協調してルールに基づき補助**

**III 出資法人(25%以上)への補助金・・・出資法人に対して補助**

- 1 派遣人件費を含む補助・・・派遣職員の人件費を含めて補助
- 2 事業費補助・・・1以外に、事業費に対して補助

**IV 調整・補完型補助金・・・首長格差の是正などの目的で補助**

**V 団体支援型補助金・・・市民団体が活動するための運営費に対して補助**

**1 市関連団体への補助・・・III以外の市関連団体へ補助**

**2 その他の団体への補助**

- ① 公的施設団体補助・・・公の施設を補充することを目的とする団体に補助
- ② 市民生活団体補助・・・市民生活を支援することを目的とする団体に補助
- ③ 経済活動団体補助・・・経済的活動を支援することを目的とする団体に補助
- ④ 福祉団体補助・・・福祉的活動を支援することを目的とする団体に補助
- ⑤ 教育・文化団体補助・・・教育・文化活動を支援することを目的とする団体に補助

**VI 事業支援型補助金・・・市が奨励している事業に対して補助**

- 1 研修費補助・・・研究費・研修費に対して補助
- 2 イベント補助・・・イベント開催費に対して補助
- 3 委託型補助・・・委託の必要な要素を含みつつ補助
- 投資的経費への補助・・・普通建設事業に対して補助
- 5 周年事業・当番市への補助・周年事業や当番市の事業に対して補助
- 6 利子補助金・・・利子負担の軽減のために補助
- 7 その他事業支援補助

- ① 公的施設事業補助・・・公の施設を補充することを目的とする事業に補助
- ② 市民生活事業補助・・・市民生活を支援することを目的とする事業に補助
- ③ 経済活動事業補助・・・経済的活動を支援することを目的とする事業に補助
- ④ 福祉事業補助・・・福祉的活動を支援することを目的とする事業に補助

<p>⑤教育・文化事業補助・・・教育・文化活動を支援することを目的とする事業に補助</p> <p>VII 個人支援型補助金・・・補助金の交付先が個人</p> <p><b>3 見直し基準</b></p> <p>(1) 総合的事項</p> <p>制度発足当時には行政需要があった事業であっても、社会経済状況の変化とともにその必要性は薄れていくこともあり、時代の変遷とともに移行変わる市民ニーズに的確に対応するためには次に掲げる事項について、常に見直しを続ける必要があります。</p> <p>① 市の政策目標に合致しているのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画での位置付け</li> <li>・市民ニーズの変化</li> </ul> <p>② 政策目標実現のための手段として補助事業が適正な執行方法か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用 対効果及び市の直接執行との比較</li> <li>・公益性・公平性の確保</li> </ul> <p>(2) 分類毎の見直し基準</p> <p>個々の補助・助成金の性質に合わせ、次の基準に従い見直します。</p> <p>I 特定財源型補助金</p> <p>国庫補助金等の対象経費と対象外経費を明確化し、対象外経費については行政目的や公益性などを改めて検証し、段階的削減を図り、原則として廃止します。</p> <p>II 協調型補助金</p> <p>国・県等との負担基準を明確にし、行政目的や公益性などを改めて検証して負担割合の適正化を図り、付加されている部分として廃止します。</p> <p>III 出資法人（25%以上）への補助金</p> <p>行政改革プランに基づき出資法人の見直しと連携し、「出資法人の経営改善指針」に従い見直すこととします。</p> <p>IV 調整・補完型補助金</p> <p>民間との格差、行政目的や公益性などを改めて検証してその適正化を図り、付加されている部分は原則として廃止します。</p> <p>V 団体支援型補助金</p> <p>団体が行う事業の公益性や継続期間を検証し、団体の自立を促す観点から、原則として、補助・助成金の上限はその団体が自ら調達できる財源と同額とし（補助対象経費に対し最大限1/2補助）、補助・助成金交付の終期が設定できる計画を策定します。</p> <p>(主なポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣職員やプロバパーの件費に係る補助金の必要性</li> <li>・管理経費に係る補助金の必要性の確認</li> <li>・団体の自立に向けての今後の計画の確認</li> <li>・補助金の継続年数の確認</li> <li>・補助率の確認</li> <li>・補助金の多寡の確認</li> </ul>	<p>・繰越金等、運営状況の確認</p> <p>事業支援型補助金</p> <p>事業の公益性を検証し、目的、達成目標を明確にします。</p> <p>1 研修費補助</p> <p>研修・研究内容とその必要性、行政目的や公益性などを改めて検証して、原則として終州を設定します。</p> <p>2 イベント補助</p> <p>行政目的や公益性などを改めて検証して、原則として廃止します。</p> <p>3 委託型補助</p> <p>委託料での執行を検討します。</p> <p>4 投資的経費への補助</p> <p>臨時的な補助のため、一件毎に内容を精査します。</p> <p>5 周年事業・当番市事業への補助</p> <p>臨時的な補助のため、一件毎に内容を精査します。</p> <p>6 利子補助金</p> <p>最新の金融情勢を勘案するなど、利子補助の必要性を検証します。</p> <p>7 その他事業支援補助</p> <p>事業の公益性を検証し、透明性・公平性を確保するため補助金の種類と目的を明確にします。</p> <p>(主なポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助期間の確認</li> <li>・受益者負担のあり方の検討</li> <li>・補助金の継続年数の確認</li> <li>・補助率の確認</li> <li>・補助金の多寡の確認</li> </ul> <p>VII 個人支援型補助金</p> <p>公平性と受益者の負担を検証します。</p> <p><b>4 見直し方法</b></p> <p>それぞれの補助・助成金について、各年度の予算編成に合わせて「見直し基準」との整合等について検証し、不断の見直しを行うこととします。</p>
--	---

**農 業 委 員 会 告 示**

**川農委告示第2号**

32回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。  
令和2年2月4日

川崎市農業委員会  
会長 長瀬和徳

1 日 時

令和2年2月10日(月)午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階  
第3会議室(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 議案第1号 農地の買受適格証明について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議案第4号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (5) 議案第5号 特定農地貸付けの承認について
- (6) 報告第1号 農地法3条の3第1項の規定による届出について
- (7) 報告第2号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (8) 報告第3号 贈与税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (9) 報告第4号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (10) 報告第5号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (11) 報告第6号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (12) 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (13) その他

**川 崎 区 公 告**

**川崎市川崎区公告第11号**

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	過年2月	令和2年3月2日	計1件
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第8期以降	令和2年3月2日(第8期分から第9期分)	計1件
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第7期	令和2年3月2日(第7期分)	計1件
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第4期以降		計1件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第12号**

納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	介護保険料	特3期以降		1件
平成31年度	介護保険料	特4期以降		1件
平成31年度	介護保険料	第7期以降		1件
平成31年度	介護保険料	第8期以降		2件
平成31年度	介護保険料	第9期以降	令和2年3月2日(第9期分・第10期分)	1件
平成31年度	介護保険料	第10期以降	令和2年3月2日(第10期分)	1件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第13号**

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に

より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	1期以降	令和2年3月2日(1期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	1期以降	令和2年3月2日(1期分～8期分)	計7件
平成31年度	国民健康保険料	2期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	3期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	5期以降	令和2年3月2日(5期分～8期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	6期以降		計4件
平成31年度	国民健康保険料	6期以降	令和2年3月2日(6期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	7期以降		計8件
平成31年度	国民健康保険料	8期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第14号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	5期以降		1件
平成31年度	国民健康保険料	7期以降		4件
平成31年度	国民健康保険料	8期以降		1件
平成31年度	国民健康保険料	8期以降	令和2年3月2日(8期分)	1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第15号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	7期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	7期以降	令和2年3月2日(7期分・8期分)	計2件

(別紙省略)

幸区公告

川崎市幸区公告第6号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市幸区長 関敏秀

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第5期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第7期以降		計2件
平成31年度	国民健康保険料	第7期以降	令和2年3月2日(第7期分・第8期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第8期以降	令和2年3月2日(第8期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第8期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第9期以降		計1件

(別紙省略)

**中 原 区 公 告**

**川崎市中原区公告第6号**

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市中原区長 永山実幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期 以降		計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期 以降	令和2年3月2日 (第5～第8期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第7期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第8期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第8期 以降	令和2年3月2日 (第8期分)	計1件

(別紙省略)

**高 津 区 公 告**

**川崎市高津区公告第6号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年2月12日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第7号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年2月12日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第8号**

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	2期以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	3期以降	令和2年3月2日 (3期分～8期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	5期以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	8期以降	令和2年3月2日 (8期分)	計3件
平成 31年度	国民健康 保険料	9期以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	過随1月	令和2年3月2日 (過随1月分)	計1件

(別紙省略)

### 宮前区公告

#### 宮前区公告第5号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年2月10日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 宮前区公告第6号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年2月10日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市宮前区公告第7号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に

より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

科目	期別	この公告によって変更する納期限	件数・備考
国民健康保険料	5期以降		計1件
国民健康保険料	7期以降		計1件
国民健康保険料	9期以降		計1件

(別紙省略)

### 多摩区公告

#### 川崎市多摩区公告第9号

次の介護保険料に係る過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	介護保険料(過誤納金還付通知書)			1件

(別紙省略)

#### 川崎市多摩区公告第10号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	7期以降		計3件
平成 31年度	国民健康 保険料	8期以降		計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	8期以降	令和2年3月2日 (過随1月分)	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	過年3月		計1件

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第11号**

次の国民健康保険料に係る差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月14日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和元年度				計1件

(別紙省略)

**麻 生 区 公 告**

**川崎市麻生区公告第9号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年2月12日

川崎市麻生区長 多田貴栄

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての採決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第10号**

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	介護 保険料	第7期 以降	令和2年3月2日 (第7・8・9・10期分)	計1件

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第11号**

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月13日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第6期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第8期 以降	第8期 (令和2年3月2日)	計4件

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第12号**

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和2年2月13日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料			計1件
平成 31年度	国民健康 保険料			計3件

(別紙省略)

---

**正 誤**

---

川崎市公報第1,788号(令和2年2月10日発行)629ページ川崎市公告(調達)第112号中「予定価格の制限の範囲内では「予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち」の誤り。

川崎市公報第1,788号(令和2年2月10日発行)710ページ川崎市公告(調達)第160号中「一般競争参加資格確認通知書」は「一般競争入札参加資格確認通知書」の、

「  
(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

」

は

「  
(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

」

の誤り。